平成２４年２月１４日

各 位

会　社　名　テ　ラ　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　矢 﨑　雄 一 郎
（コード番号：２１９１）
問 合 せ 先　取　締　役 山 本　龍 平
電　　話　０３－６２７２－６４７７

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年２月１４日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成２４年３月２９日開催予定の第８期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）将来の機動的な資本政策に備えるため、現行定款第６条の発行可能株式数を５２，２９６，０００株に変更するものであります。

（２）業務執行の責任の明確化及び経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第２１条（代表取締役および役付取締役）を変更するとともに第２２条（執行役員）を新設するものであります。

２．定款変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>４０３２万８０００</u>株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、<u>５２２９万６０００</u>株とする。
（代表取締役および役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>各若干名</u>を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>、その他取締役会が必要と認める役付取締役</u>を定めることができる。

（新設）	（執行役員） 第２２条　取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

３．日程

取 締 役 会 決 議　　平成２４年２月１４日
定時株主総会開催日　　平成２４年３月２９日
効　力　発　生　日　　平成２４年３月２９日

以　上